

タンジュン・パウ村の状況について

弁護士 奥村秀二

第1 タンジュン・パウ村の概要

- 1 タンジュン・パウ村は、西スマトラ州リマブル・コタ県パンカラン・コト・バル郡の村のひとつであり、同郡の北東に位置している。同村の北と東の境界はリアウ州と接しており、南はタンジュン・バリット村に、西はパンカラン村と接している。これらのふたつの村もまた、パンカラン・コト・バル郡に含まれている。

タンジュン・パウ村の面積は1万11330ヘクタールである。しかしながら、コトパンジャン・ダム の湛水が始まった1997年2月以降、その大部分の地域は水没してしまった。

- 2 タンジュン・パウ村の住民は、リンボ・ダタ第2居住地区という名前の移転地に、1993年7月、集団移転させられた。移転させられた世帯数は、JBICによれば313世帯である。同居住地区は、以前の居住地と距離は約13km離れている。

リンボ・ダタ居住区の交通は、南西から北東にかけて新国道が通じているため、便利である。南西に向かえば、郡庁所在地であるパンカラン・コト・バル（リンボ・ダタから18km）、県庁所在地であるパヤクンプ（74km）、州庁所在地であるパダン（199km）に達する。

新国道のほか、リンボ・ダタ第2居住地区は東から西に向かって道路が通っている。この道路は、タンジュン・パウ村となっているリンボ・ダタ第2居住地区と、タンジュンバリット村が移転させられたリンボ・ダタ第1居住地区の境界となっている。リンボ・ダタ第2居住地区は、その道路の北側に位置しており、他方、リンボ・ダタ第1居住地区は南側に位置している。

リンボ・ダタ第2居住地区には、3つの地区、すなわちパサル・ブユ地区、コト・ラモ地区、プロウ・パンジャン地区に分けられ、その内のパサル・ブユ地区だけに国道が通っている。

- 3 タンジュン・パウ村の村役場、宗教施設、学校などのほとんどの公共施設が、リンボ・ダタ地区にある。リンボ・ダタのそれぞれの区は、ムショラ（モスクよりも小さい祈祷所）を持っている。また、パサル・ブユ地区にはモスクもある。小学校は、パサル・ブユ地区とプロウ・パンジャン地区にある。

第2 調査の概要

2004年1月10日午後、原告代理人奥村秀二において、タンジュン・パウ村に赴き以下の調査を行った。

- (1) タンジュン・パウ村の生活用水の状況

(2) タンジュン・パウ村のゴム園の状況

これらの調査については、住民から井戸水等の使用状況、及びゴム園の状況等を聴取した。聴取に当たって、通訳は久保康之氏が行った。

第3 調査結果の概要

1 生活用水の状況

(1) タンジュン・パウ村の生活用水については、移転当時に存したインドネシア政府設置の井戸、OECFが1997年度の「地方インフラ整備事業()」の一環として設置した13カ所の井戸、並びに日本のNGOの援助で設置されたNGO水道を調査した。

(2) 調査の結果、インドネシア政府が移転当初に設置した井戸は、ごく一部の例外を除き、全く役に立っていないことが判明した。そのため、住民たちは自分たちで井戸を掘って生活に必要な水を得たり、1km以上離れた川に水をくみに行ったりして、水を得ていた。飲み水については、1999年に日本のNGOによる簡易水道ができるまでは、ポリタンクで1つ(20~35リットル)、500~1,000 RPで購入していたケースが多い。

また、調査の結果、OECFによる1997年度「地方インフラ整備事業()」によって設置された13カ所の井戸も、洗濯、食器洗い、水浴等に曲がりなりにも使用されている井戸も、5カ所にすぎず、大半は全く使用されておらず役に立たなかった。特に飲用としては全く使えなかった。

(3) 結局住民たちは、1999年に日本のNGOの援助による簡易水道で設置されるまで、1993年の移転から6年間にわたって、ちゃんと機能する水道施設がないままに生活することを余儀なくされた。NGOによる簡易水道も、タンジュン・パウ村全体に行き渡っているものではなく、その利益を受けることができなかった住民も相当数いるであろうことは容易に推測できる。

今回の調査により、住民たちは、移転当時の約束が守られず、移転先で10年以上にわたって生活に不可欠な水すら満足に得られない状況におかれてきたことが明らかとなった。

(4) 近時、アクションプランによって、ようやく政府側による簡易水道が設置されたが、これがこれまでのような失敗に終わらず、管理、整備がなされ、きちんと機能していくかどうか問題である。

2 ゴム園の状況

(1) タンジュン・パウ村のゴム園については、現在、アクションプランによってゴムの苗木が植付が進められている。

そのため、今回の調査ではこのアクションプランによる苗木の植付け状況を確認すると共に、まだ苗木が植えられていないところについてその状況を調査した。

(2) アクションプランによる苗木の植付けは、まさに現在行われているところであり、植付が終わったところにおいても、まだ小さな苗木の状態である。したがって、このゴムの苗木が順調に育ったとしても、ゴムの採取ができるまでには、まだ8年程度を要し、実際にゴムの生産ができるのは2011年前後となる。

住民らは、1993年7月の移転にあたって、2年程度でゴムの生産ができるようなゴム園を与えられると約束されたが、実際には、移転から20年近くにわたってゴムの生産ができない存在しない状態におかれるのである。

(3) このような状況の中で、アヒルマン氏は例外である。

同氏の場合は、国道に面したところにゴム園があったため、その地の利を生かして食堂を経営することができた。それによる現金収入があったためゴムの苗木を購入することもできた。

このような特別な条件のない住民たちは、この10年間、ゴムの木の植わっていないゴム園を前にして何もできなかったのである。

(4) 今回の調査により、移転当時、住民たちには生産可能なゴム園は与えられなかったことは明白となった。仮にアクションプランによって植付けられたゴム苗木が順調に育ったとしても、住民たちは、1993年に果たされるはずであった約束の履行まで、さらに8年待たなければならないのである。

しかし、その間も住民たちは生活しなければならないのであり、生計手段を奪われた状態で困難な生活を強いられるのである。

3 まとめ

今回の調査により、タンジュン・パウ村において、住民たちは、生活用水及びゴム園という生活の根本に関わる部分において、本件コトパンジャン・プロジェクトは最小限度の保障すら与えなかったことが明らかとなった。

住民たちは、水もなく、生計を立てるための糧を得るための手段も奪われそれにかわるものも与えられないまま移転地で生活を営むことを強いられたのである。

第4 調査の詳細

- 1 生活用水の状況 別紙1
- 2 ゴム園の状況 別紙2

別紙 1

生活用水の状況

第1 調査対象

1 タンジュン・パウ村には、移転当初、インドネシア政府によって、2戸に1つの割合で井戸が設置されていた（以下政府井戸という）。しかしながら、その井戸はほとんど使えなかった。そのため、次に州政府の資金で水道が引かれたが、水源地が土砂で埋まってしまい機能しなかった。また、移住局が設置した水道及び貯水タンクも機能しなかった。

その後、OECFは、1997年度の「地方インフラ整備事業（ ）」の一環として、タンジュン・パウ村に、簡易上水道施設及び衛生関連施設という名目で13カ所の井戸を設置した（以下この井戸をOECF井戸という）。これにOECFが供与した借款金額は1,978,806円である。しかしながら、この井戸も機能しなかった。

1999年に、日本のNGOの資金提供により簡易水道施設が設置された（以下これをNGO水道という）。これにより、タンジュン・パウ村ははじめてまともに機能する水道施設を得ることができた。その費用は1,500万ルピア（当時の為替レートで約20万円）であった。

2 以上の経緯をふまえ、タンジュン・パウ村の生活用水の状況に関する本調査では、まず移転時に用意された政府井戸の状況、並びに1997年度に執行された円借款によって設置されたOECF井戸の状況を確認することを目的とした。

タンジュン・パウ村におけるOECF井戸の位置は、別紙添付地図1（以下地図1という）上に から と記したとおりである。

次に、日本のNGOの援助で設置されたNGO水道の状況を確認することを目的とした。今回の調査で確認したNGO水道の水は位置は、地図1上に(1)から(4)と記したとおりである。また、NGO水道において、水源から引いてきた水を貯水しているタンクの位置は、地図1上で「NGO水道タンク」として記したとおりである。

3 当初の調査計画では予定していなかったが、現地に赴いた際、インドネシア政府とJBICによるアクションプランにより、つい最近、簡易水道が設置されたことがわかった。そこで、この簡易水道の状況も合わせて記録した。

アクションプランによる簡易水道において、水源から引いてきた水を貯水しているタンクの位置は、地図1上で「アクションプラン水道タンク」として記したとおりである。

第2 移転当時の井戸及びOECF井戸の状況

1 マスルル・サリム氏及びイスワディ氏からの聞き取り

本件調査に先立ち、タンジュン・パウ村に居住するマスルル・サリム氏（Masrul Sali

m、原告番号B1)及びイスワディ氏(Iswadi AS、原告番号B2)より、タンジュン・パウ村の井戸の状況を聴取した。

それによると、タンジュン・パウ村に移転当時政府が設置した井戸は、2戸に1つあったが、それらはほとんど使えておらず、現在使える井戸があってもせいぜい数個程度であるということであった。またOECF井戸は、タンジュン・パウ村に全部で13カ所あるが、その内現在何らかの形で使用しているものは5カ所ほどにすぎないということであった。

2 水道施設調査の方法

現地では、OECF井戸を中心に、タンジュン・パウ村の井戸の状況の確認する作業を行った。移転当初に設置されていた井戸の状況や現在使用している水道施設については、確認の際に聞き取りを行った住民から説明を受ける形で行った。

本調査で確認した井戸等の位置は、別紙地図に番号を付して記載したとおりである。

3 OECF井戸 及びNGO水道(1)

のOECF井戸について、現状は、写真1、2の通りである。



写真 1



写真 2

この井戸にはNGO水道からの水が引かれており、その水はOECF井戸に引き込まれていた。

このOECF井戸について、近くに住んでいるエルフィヤンティ氏から、事情を聴取した。

「この井戸は、引っ越してきてからしばらくして作られたが、この井戸の水は、飲み水としても、洗濯用にも使うことができなかった。水の質が悪く、この水を浴びるとかゆくなってしまう。」

この井戸には、日本のNGOが作った簡易水道から引いてきた水を入れていた。この簡易水道ができてからは、この簡易水道の水を使っていた。」

「移転当時に作られていた井戸には全く水がなく、使えなかったのが、移転して1ヶ月以内に亡く



写真 3

なった父が、家の裏手の低地部分に井戸を掘り（写真3）、その井戸の水を使った。移転時に作られていた井戸は水がないので取り壊して埋めてしまっており、今は残っていない。

父が掘った井戸は当初1mほどの深さのものであったが、移転後8ヶ月ほどして乾期に入り、水がかれてしまったため、2.5mほどまで掘り進めた。

雨期にはこの井戸を近くの5世帯で使っていたが、乾期には1世帯分をようやくまかなえるほどの水しか得られないため、この井戸の水は私の世帯が使い、他の4世帯の人は水を買っていた。値段は35リットルで1,000ルピアだった。」

4 OECF井戸、政府井戸及びNGO水道(2)

OECF井戸の現状は、写真4～7の通りである。この井戸には、井戸が2カ所（写真6、7）あり、その事情等を、近くに住むサイダン氏（Saidan Khatib Marajo、原告番号B5）から聴取した。

「最初に、OECFの援助で掘られた井戸は、地盤が固く、全く水が出なかった。

そこで、その横にもともと住民が掘っていた井戸があったがその部分を新たに掘り、井戸を作った。その井戸は雨期には水があるが乾期にはかかれてしまう。また水質が悪

いため、飲み水には使えず、食器洗いに使うだけである。洗濯にも使えない。しかし、私は、この井戸の水は、現在全く使っていない。」

このOECF井戸の近くにもう1つ井戸があったため、その井戸について、サイダン氏から説明を受けた（写真8）。



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8

「この井戸は、政府が移転当時、2戸に1つ作った井戸だ。この井戸の水は使うことができなかった。その後改良されたが、やはり飲み水としては使うことができず、食器洗いや水浴に使うことができるだけである。また、水の量も十分ではない。」

OECE井戸も政府井戸もいずれも飲み水には使えないということであったため、飲み水はどうしているのかを聞いた。

「飲み水は、以前はポリタンク1つ500 RPで買っていた。その後、1999年頃にNGO水道が引かれたため、その水を飲み水として使うようになった。」

そこで、続いて、その近くに引かれているNGO水道(2)に案内を受けた(写真9,10)。

同水道は、ムシヨラの脇に設置されていた。これについてサイダン氏からは次の通り説明を受けた。

「ここには以前移住局が水タンクを作ったがその跡地である。」

この水道は、タンクの基礎部分を利用して水浴等ができるようにされていた。



写真 9



写真 10

5 OECE井戸

OECE井戸の現状は写真11~14の通りである。この井戸について、案内を受けたマッスルル・サリム氏に使用状況等を聞いたところ以下の通りであった。

「このOECE井戸の水は、飲み水としては使っておらず、洗濯に使っているだけである。」

OECE井戸も同じであったが、井戸の横に青色のタンクが設置されているため、これが何であるのかを聞いた。

「このタンクは、最近アクションプランで作られた水タンクで、乾期の時のために水をためておくことになっている。」



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14

6 OECF井戸 及びNGO水道(3)

OECF井戸 の現状は写真15, 16の通りである。マスルル・サリム氏によれば、この井戸は全く使っていないということで、実際、井戸には釣瓶等がなく、使われている様子はいかがわれなかった。

その近くには、NGO水道(3)が引かれていた(写真17)。しかし、調査時点では水が来ていなかった。その事情をマスルル・サリム氏に聞いたところ、アクションプランで作られた簡易水道が同じ水源から水を取っているため、NGOの簡易水道の方が使えなくなっているということであった。



写真 15



写真 17



写真 16

7 OECF井戸

OECF井戸の現状は写真18, 19の通りである。この井戸の使用状況について、近くに住むバハルディン氏 (Baharudein、原告番号B85) から聴取した。

「この井戸の水は、移転当初の1ヶ月だけは飲み水としても使用したが、その後は濁ってしまい飲み水としては使えなくなった。その後は、洗濯や食器洗いに使っているだけである。この井戸の向かい側に自分で掘った井戸があるが(写真19, 21)、これも洗濯や食器洗いに使用できるだけである。

飲み水については、かつては買っており、お金がなくて買えないときは1.5 kmほど離れたところまで水をくみに行っていた。1999年頃にNGOの水道ができてからは、その水道の水を飲み水として使用するようになった。」



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21

8 OECF井戸 及び

OECF井戸 の現状は写真22～24の通りであり、OECF井戸 の現状は写真25～27の通りである。マスルル・サリム氏によれば、いずれの井戸も全く使っていないということで、実際、いずれの井戸にも釣瓶等がなく、使われている様子はいかがわなかった。



写真 22



写真 23



写真 24



写真 25



写真 26



写真 27

9 OECF井戸

OECF井戸の現状は写真28～30の通りである。この井戸についても滑車はあったが釣瓶はなく、使われている様子はなかった。

この井戸の直ぐ横に住民たちが掘った井戸があり、平成15年8月に現地を訪れた際、住民はこちらの方を使っていた(写真31)。



写真 28



写真 29



写真 30



写真 31

10 OECF井戸

OECF井戸 の現状は写真32, 33の通りである。

この井戸には釣瓶等がなく、使われている様子はいかがわなかった。



写真 32



写真 33

11 OECF井戸 及びNGO水道(4)

OECF井戸 の現状は写真34, 35の通りである。

住民によれば、この井戸は、雨水と1999年に引かれたNGO水道で引いてきた水がたまっているだけで、井戸としては機能していないということであった。調査時点では、NGO水道から引かれた管からは水が出ていなかった。これについては、アクションプランが同じ水源から水を取っているため、NGOの簡易水道の方が使えなくなっているものである。

近くに住民が掘った井戸があるということであったが、それは、茶色に濁っており、洗濯や食器洗いに使える程度であり、飲み水には適さないということであった。



写真 34



写真 35

12 OECF

OECF井戸 の現状は写真36, 37の通りである。

住民によれば、この井戸は、水はあるが飲み水には使用できず、洗濯や水浴に使える程度であるとのことであった。1999年頃にNGO水道ができてからはその水を使用しているが、それまでは、ポリタンクに水をくんできてもらって飲み水を買っていた、料金は20リットルのポリタンク1杯で当初は500ルピアだった。その後ガソリン代があがったため、1,000ルピアになったとのことであった。



写真 36



写真 37

13 OECF井戸

OECF井戸 の現状は写真38, 39の通りである。

住民によれば、この井戸は飲用として使ったことは一度もないということで、できて6ヶ月間は、水浴と洗濯に使っていたが、水が汚すぎて使わなくなったということであった。



写真 38



写真 39

14 OECF井戸

OECF井戸 の現状は写真40, 41の通りである。

マスルル・サリム氏によれば、この井戸は、現在は全く使っていないということで、できた当初、水浴と洗濯に使っていたが、これも水が汚すぎて使わなくなったということであった。



写真 40



写真 41

5 NGO簡易水道について

(1) NGOが設置した簡易水道は、タンジュン・パウ村から少し離れた川を水源としており、川に堰を作りそこからパイプで、同村を通る国道の近くまで引き、道路際に設置したタンクに一旦貯水した後、そのタンクから同村内数カ所の水場までパイプで水を引いているというものである。同簡易水道にはポンプは使用しておらず、すべて自然流下によっている。

写真42～44は、国道沿いのタンクを撮影したものである。写真42は、タンクを道路側から撮影したものである。同写真右下にあるのがタンクであり、左側から太めのパイプが引かれているが、これは水源から水を引いてきているパイプである。写真44は、タンクを山側から撮影したもので、右側から太いパイプがタンクに引かれているが、これが上述の水源からの導水パイプである。



写真 42

導水パイプの反対側から細めのパイプが何本か出ているが(写真43)、これが、同村内の各水場に水を引いているパイプである。



写真 43



写真 44

(2) NGO水道の各水場の様子は、上述したとおりであり、写真2, 10, 17, 34等にあるとおりである。

既に述べたとおり、マスルル・サリム氏の説明によれば、アクションプランが同じ水源から水を取っているため、NGOの簡易水道の方が使えなくなっているとのことであった。

16 アクションプランによる簡易水道

マスルル・サリム氏の説明によれば、アクションプランによる簡易水道は、NGO水道と同じところを水源としており、NGO水道のタンクの近くに新しく設置されたタンク等の設備が設置されたということであった。

写真45, 46がそのタンクを撮影したものである。

同タンクからタンジュン・パウ村内に配管が敷設され、同村内に蛇口が設置されているということであった。実際に同村内の状況を見ると、見た範囲では1戸に1つの割合で蛇口が設置されているようであった。写真47～49はその蛇口の様子を撮影したものである。

蛇口にはメーターがつけられており、マスルル・サリム氏の説明によれば、当面は無料であるがその後有料にされる予定になっているということであった。



写真 45



写真 46



写真 47



写真 48



写真 49

17 まとめ

以上の通り、タンジュン・パウ村に設置された13のOECEP井戸の内、現在、飲用水に使われている井戸は1つもなく、洗濯、食器洗い、水浴等に曲がりなりにも使用されている井戸も、5箇所にすぎず、大半は全く使用されていない。

政府井戸に至っては、ごく一部の例外を除き、全く役に立っていないことが判明した。

このような状況の中で住民の生活を支えてきたのは、1999年に日本のNGOが設置した簡易水道であり、これにより何とか住民たちの一部は飲み水を確保していた。それまで住民たちは飲み水を買わざるを得なかったのである。

近時、アクションプランによって、ようやく政府側による簡易水道が設置されたが、これがこれまでのような失敗に終わらず、きちんと機能していくかどうかを見守る必要がある。

別紙 2

ゴム園の状況

1 調査の目的

(1) 従前のタンジュン・パウ村では、ゴムの木を栽培し樹液を採取し固めたものを、ゴムの原料として仲買人に売却することがもっとも重要な生業であり、最も重要な収入源になっていた。

そのため、移転に当たり、インドネシア政府は住民に対し、移転先では2年程度でゴムの採取ができる状態になるゴム園2haを与えると約束していた。しかしながら、その約束は守られず、タンジュン・パウ村の住民たちは移転先でゴムの木が植えられたゴム園は与えられなかった。移転当時には、道路沿いにしかゴムの木が植えられていなかった。また、植えられたゴムの苗木も、植付かたが悪い上に手入れがなされていなかったため、その多くがゴムの苗木が枯れてしまった。

その後、西スマトラ州政府によって、ゴムの苗木の再度の植付が一部でなされたが、これについては、1999年頃にほとんどが焼失してしまった。

現在、タンジュン・パウ村では、アクションプランによるゴムの苗木の植付が進められている。

(2) 以上を踏まえ、本件調査では、アクションプランによりゴムの苗木の植付が行われた状況、並びにアクションプランによるゴムの苗木の植付がまだなされていない状態のゴム園を確認することとした。

また、インドネシア政府によってゴムの植付がなされていない状況の中で、生計を立てて行くために、条件がある一部の住民について行われているゴムの植付等の状況を確認した。

本件調査では、これらの調査によって、現在のタンジュン・パウ村のゴム園の概要を明らかにし、移転によって、従前最も住民の重要な生業であったゴム樹液の採取が壊滅的な状況におかれたことを明らかにする。

2 調査の内容

(1) タンジュン・パウ村は、その東側を新国道が南西から北東にかけて通じている。そして、その南側を東から西に向かって道路が通っている。この道路は、タンジュン・パウ村とタンジュンバリット村の境界にもなっている。

タンジュン・パウ村のゴム園は、この境界道路の北側部分に、住民の居住地を取り巻くように設置されており、その区画は碁盤目状に区画され、住民1世帯当たり2haずつ配分されている(地図2参照)。

(2) マスルル・サリム氏から聴取したところによると、このゴム園の内、約200世帯分

について現在ゴムの苗木の植付が進められており、現在150世帯分程度の植付が終わっているとのことであった。そして、植付が進められている区域は、タンジュン・パウ村のゴム園の東南部分であるとのことであった。

そこで、アクションプランによるゴムの苗木の植付が行われたヌルシア氏のゴム園（地図2上に(1)として図示）について、ヌルシア氏に案内を受けた。また、現在植付が進められている部分とまだ植付が行われていない部分の境界（地図2上に(2)として図示）にマスルル・サリム氏に案内を受けた。さらに、アクションプランによる植付は行われていないが、自助努力によってゴムの植付を行っているアヒルマン氏のゴム園（地図2上に(3)として図示）を、同氏に案内を受けた。

2 ヌルシア氏およびその周辺のゴム園の状況

(1) ヌルシア氏のゴム園（地図2上の(1)）の状況は、写真1から3の通りである。

同氏のゴム園には、まばらに数10本程度のゴムの木が育っていたが、ヌルシア氏の説明によれば、これは、前回に西スマトラ州政府がゴム園のリハビリを行った際に植えられたものであり、山火事の際に焼けずに残ったものであるということであった。また、これらのゴムの木はまだ十分に成長しておらず、ゴムの採集はできないということだった。

同氏のゴム園に焼け残ったゴムの木は、生計を立てていくにはとても足りない数であるため、同氏のゴム園においてもアクションプランによるゴムの苗木の植付が進められていた。

写真4は、同氏のゴム園に植え付けられていた苗木を撮影したものである。

写真4の通り苗木は、まだ小さいものである上、ゴム園全体が下草に覆われているため、ヌルシア氏のゴム園全体の植付状況は、確認できなかった。



写真 1



写真 2



写真 4



写真 3

(2) 写真5～7は、ヌルシア氏のゴム園の南側ゴム園の状況を撮影したものである。

このゴム園は、ヌルシア氏のそれと違い、ゴムの木は全く残っておらず、アクションプランによって苗木が植え付けられた状況である。写真8はこのゴム園に植え付けられていたゴムの苗木を撮影したものである。



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8

(3) 地図 2 より明らかであるとおり、ヌルシア氏のゴム園の北側、西側、南側には、広大なゴム園が広がっていなければならないはずであるが、写真 1 ~ 3、5 ~ 7 から明らかであるとおり、一面草原となっている。これは、アクションプランのために火を入れてゴムの苗木を植えることができる状態にしたことが一因であると思われるが、いずれにしても移転から 10 年以上が経過した現在においてもゴムを生産することができるゴムの木は存在していないことが明らかであった。

3 リハビリがされたゴム園とまだされていないゴム園

アクションプランによる苗木の植付けがなされたゴム園とそうではないゴム園の境界部分（地図2上の(2)）の状況は、写真9、10の通りである。

写真9は、植付けが行われたところから植付けが行われていない方向を望んだものであり、写真10は、境界杭付近を撮影したものであり、左側が植付けがまだ行われていない部分で、右側が植えて受けが行われた部分である。

写真11は、植付けが行われていない方向へさらに進んだところで撮影したものであり、アクションプランが行われていないところでは、雑木林であった。



写真 9



写真 10



写真 11

4 アヒルマン氏のゴム園の状況

- (1) アヒルマン氏のゴム園は国道に面しており、同氏はその地の利を生かして国道に面したところに食堂を営んでいる(写真12)。そのため、同氏のゴム園は食堂の裏手に存する。



写真 12

- (2) 同氏の説明は、以下の通りであった。

「移転当時、このゴム園にはゴムの木は植えられておらず、1995年頃、政府の委託による民間会社の手でゴムの苗木が植付られた。植付ける前の説明では2haに900本を植えるということだったが、実際にはその半分くらいしか植えられなかった。

しかし、植え付けられたゴムの木も、植付方が悪かったり、その後の山火事で焼けてしまったりして、現在は40本ほどしか残っていない。この40本からは、現在ゴムが採取できるようになった。

1999年頃の山火事後、ゴムの苗木を1本2,500 RPで買って、自分で300本ほどを植えた。しかしこのゴムの木はまだゴムを採取できるまでは育っていない。

このゴム園には、ガンビルも植えており、年に2回、葉を採取し、園内の小屋で加工している。」

- (3) 同氏のゴム園の状況は、写真13, 14の通りであった。この写真に写ったゴムの木は、1995年頃に植付けられたもので、写真15の通り、実際にゴム樹液の採取が行われていた。

また、同氏のゴム園に植えられたガンビル及びガンビルを加工する小屋の状況は写真16の通りである。小屋の手前にある植物がガンビルであり、この葉を採取して加工するとのことであった。



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16

5 ゴムの苗木

なお、写真17, 18は、村内におかれていたゴムの苗木である。マスルル・サリム氏の説明によれば、アクションプランによって用意された苗木であり、これがそれぞれのゴム園に植付けられるとのことであった。



写真 17



写真 18

6 まとめ

タンジュン・パウ村で、現在、アクションプランによってゴムの苗木の植付が進められている。しかし、このゴムの苗木が順調に育ったとしても、ゴムの採取ができるまでには7, 8年は要し、すでにゴムの苗木の植付けられた住民においても、1993年7月の移転から20年近くにわたって、約束されたゴム園が存在しない状態におかれるのである。

また、本件調査時点で、アクションプランによってゴムの苗木が植付が行われたのは、150世帯程度であるとのことである（マスルル・サリム氏による）。したがって、植付が行われたのは半分程度にすぎない。植付が終わっていない残りの半分は、今後アクションプランによってゴム苗木の植付が行われるとしても、ゴムが採取できるようになるのはさらに遅れることになる。

以上の通り、移転後のタンジュン・パウ村では、ゴム園は未だ整備途中であり、従前住民たちの重要な収入源であったゴム樹液の採取は、移転によって壊滅状態となったことは明らかである。